

2023年6月22日

宮城労働局 局長殿

東北全労協	議長	坪井 俊長
全国一般全国協議会	中央執行委員長	平賀雄次郎
宮城全労協	議長	大内 忠雄
全国一般全国協議会宮城合同労組	執行委員長	星野憲太郎

物価高騰及びランク区分を3区分に減した決定を受けての 申し入れ書

1 中央最低賃金審議会は今年4月6日、「目安制度の在り方に関する全員協議会報告」を取りまとめ、最低賃金の目安額を示す都道府県のランク区分について、現在の4区分を3区分に減らすことを決めました。1978年に現在のランク制度が始まってから、各県が所属するランクの見直しは何度か実施されてきましたが、ランク数の変更は初めてとなります。目的は最低賃金の地域間格差を是正することです。

最低賃金に地域間格差があること自体問題であり、早急な全国一律最賃制度の確立が求められますが、ランク数を減らして格差是正の努力を行ったことは評価します。

2 今年1月の消費者物価指数は総合で4.3%、生活必需品など基礎支出で6.3%の上昇でした（昨年同月比）。物価上昇率よりも低い最低賃金の改定は、実質的な最賃引き下げであり大問題です。このところ株価は連日上がって近年の最高値を更新しています。しかし、労働者の生活は日増しに悪化しています。

今各県で地方審議会が始まっています。審議においては、今日の物価情勢を念頭に十分議論しつつ、非正規労働者をはじめとする低賃金労働者が生きていけるような引き上げを行うべきです。

3 労働局への申し入れ（質問）事項

- (1) 新区分において宮城県はCランクからBランクになるというが、「総合指数」等、Bランクに位置付ける理由を説明いただきたい。
- (2) 今後の見直しの時期が5年後の2028年とされた。しかし毎年ランク数の見直しを行うべきであり、5年後とする理由を説明いただきたい。
- (3) 昨年10月の最賃引き上げ率が物価上昇率に達せず、今年春の全体の賃上げ率も物価上昇率に達していない状況である。最賃引き上げが物価上昇以上でないと最賃改定の実効性を欠くと考えるが、ご意見をうかがいたい。

以上